

笛吹市国民健康保険通信

みんなの国保を守るために

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

国保では、お医者さんにかかる
とき保険証のほかに次のものを発
行しています。

国民健康保険高齢受給者証

70歳 昭和15年8月1日以前の誕生日）から74歳の方全員に発行

8月1日からご利用いただく
新しい国民健康保険高齢受給者
証（以下「受給者証」）を送付
しました。この受給者証の「一
部負担金の割合」は毎年所得判
定により更新されます。今回は、
「平成21年1月1日から12月31日
までの所得」が反映されています。
この受給者証は、国民健康保険
に加入する世帯主あてに送付さ
れますので、対象者名の確認を
必ずお願いします。万が一届い
ていない方はご連絡をください。



限度額適用認定証

限度額適用認定証とは、入院時
に一部負担金の支払額を限度額
までとするものです。

8月1日からご利用できる限
度額適用認定証の交付が必要な
方は、申請が必要です。現在お
持ちの方で8月以降も入院する方、
もしくはこれから入院する方は、
申請書の提出をお願いします。
国民健康保険税に未納があると
交付できませんので、国保税の
納め忘れが無いようご注意ください。

高齢受給者証をお持ちの方は

高齢受給者証を提示してい
ただくことで限度額適用認定証の
扱いになりますので、限度額適
用認定証交付の必要はありません。
ただし、低所得 ・ 低所得 の
方は、申請していただくこと更に
限度額を低くすることができます。
低所得 ・ 低所得 に当てはまり、入
院する方は申請をお願いします。

特定疾病療養受療証

低所得
世帯主および国保被保険者が、
住民税非課税の方（低所得 以
外の人）
低所得
世帯主および国保被保険者が住
民税非課税で、必要経費控除（年
金の所得は控除額を80万円とし
て計算）を差し引いた時に0円
になる方

特定疾病療養受療証とは、人工
透析などの治療を受けた時に、
一定の自己負担額で済むものです。
現在お持ちの方は、8月1日
からご利用できるものを送付し
ました。新規に必要な方は、申
請書の提出が必要です。

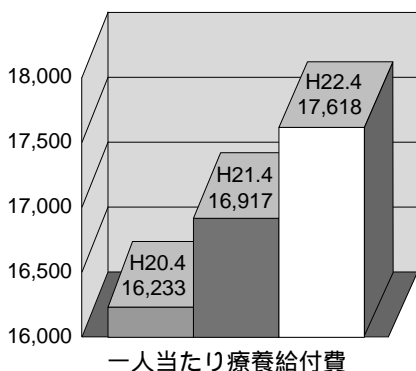
所得の申告はお済みですか

「高齢受給者証」「限度額適用
認定証」「特定疾病療養受療証」
の判定には、世帯の所得申告が
必要になります。申告をしてい
ない方がいると、適正な判定が
されません。必ず申告をしてく
ださい。

平成22年4月療養給付費も大幅増!!（国保会計からの支払分の状況）

平成22年4月の一人当たり療養

給付費は1万7618円でした。
平成21年4月と比較して、701
円（+4.1%）も上がりました。前
年同月からの増加は2カ月連続と
なりました。医療費の増加は、国
保税の増加につながります。一人
ひとり医療費の節約を心がけま
しょう。安定した国保運営のため
にも、皆様のご協力をお願いします。



【上手なお医者さんのかかり方ワンポイント】

同じ病気でのお医者さんのかけ
もちはやめましょう。
行く先々で同じ検査や薬が重なる
ことがあります。時間と医療費
の無駄になり体への負担も心配で
す。治療に不安などがあるときは
まず医師に伝えましょう。

問合せ先
国民健康保険課 国保総務担当
055(262)4111